

調整控除とは・・・

税源移譲により、所得税より市県民税の方が扶養控除額や基礎控除額などの人的控除額が小さいため、同一の所得金額であったとしても、合計課税所得金額が、所得税より市県民税の方が大きくなってしまいます。

市県民税と所得税は、所得金額から所得控除額を差し引いた合計課税所得金額に税率を掛けて算出しますので、市県民税と所得税の税率を移し替えただけでは、人的控除額の差に対する税額分だけ、市民の方の税負担は増えてしまいます。

そこで、このような人的控除額の差に基づく増額分を市県民税から調整控除として差し引くことで、税源移譲の前後で、市民の方の所得税と市県民税を合わせた税負担が極力変わらないようにしています。

調整控除額の計算方法

ア 合計課税所得金額が 200 万円以下の方

a と b のいずれか小さい金額の 5%

a 所得税との人的控除額の差の合計額

b 合計課税所得金額

イ 合計課税所得金額が 200 万円超の方

a から b を引いた金額(5 万円を下回るときは 5 万円)の 5%

a 所得税との人的控除額の差の合計額

b 合計課税所得金額 - 200 万円

個人の所得税と市・県民税との人的控除の差額

人的控除		所得税	市・県民税	差額
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
	同居特別障害者	75万円	53万円	22万円
寡婦控除	一般寡婦	27万円	26万円	1万円
	特別寡婦	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者(70歳以上)	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の所得 38万円超 40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の所得 ¹ 40万円以上 45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般扶養 ²	38万円	33万円	5万円
	特定扶養(19歳～22歳)	63万円	45万円	18万円
	老人扶養(70歳以上)	48万円	38万円	10万円
	同居老親等(70歳以上)	58万円	45万円	13万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円

1 配偶者の所得が45万円以上76万円未満のときは、人的控除の差額は発生しません。

2 一般扶養は、「16歳～18歳」と「23歳～69歳」の人が対象となります。